

江戸幕府の医療制度に関する史料 (三)

―河野平之丞家由緒書など―

香取 俊光

先回は、国立公文書館所蔵の『江戸城多門櫓文書』の中から土岐長元家由緒書などを紹介した。同史料群には、この外に河野平之丞・曲直瀬養安院家に関する由緒書などがある。曲直瀬家の史料についても、『漢方の臨床』第三六巻第十号(一九八九)に紹介してある。今回は、河野家の由緒書を中心に関係史料も紹介する(『江戸城多門櫓文書』の閲覧の際は、「多門・史料番号」で請求)。

史料の翻刻に際しては、字体など史料に忠実に直し、()内は著者の注である。

河野家は、幕府初期以来の内科の著名な医員である。河野家の出自は、『多門櫓文書』の『河野家由緒書』(以後『由緒書』と略す)に記載されていない。『醫家藩翰譜』二(国立公文書館所蔵。請求番号一五五―六八)を見ると(句読点は著者注)、

河野氏ハ孝靈天皇の後裔にして越智を姓とす。新太夫通陸を中興の祖とす。往昔々世々伊豫の國に領し、天正年中に河野四郎通信か時にいたり、秀吉公の為に伊豫の國をはなれ正統断絶せり。其族に河野治傳といふハ、伊子の国宇摩郡に居住せり、通信家断絶の後食邑を失ふといへ共、猶宇摩郡にあり

けるか、天正十六年戊子の春にや妻子を率て洛陽に出たり。治傳に女子三人男子老人をもてり。其内末女ハ(拾頭)崇源院殿(徳川秀忠室浅井氏)の侍女となり、江府に下向し、寛永三年(拾頭)崇源院殿御逝去の後にハ、猶柳宮にありて比丘尼となり、寿林と称し大奥の朝ものたり。亦治傳ハ男子ハ、幼きより醫業に深く志し、又治傳ハ業を継て命声益世に高し。こゝに於て関東に下向し、元和六年庚申の十二月四日(拾頭)

台徳公(徳川秀忠)に召出され、侍醫にめし加へられて名を河野松安と号し、年俸三百俵を下され、寛永五年戊辰の夏五月九日大蔵卿法印に叙せらる。同九年壬申の春、薨御に依て御遺物及金子を下され、是より(拾頭)大猷公(徳川家光)に仕ふ奉りけるか、慶安元年戊子の四月八日に死去せり。遺骨を相州鎌倉建長寺の塔中正統庵に葬り、法塔ハ松安院河野良仙法印と号しけり。(後略)

と、もと越智を姓とし伊子国(愛媛県)宇摩郡に居住していた。元和六年(一六二〇)十二月四日、『由緒書』の元祖松安が二代將軍徳川秀忠に召し出されて、江戸幕府の医員に任命された。『新訂寛政重修諸家譜』第十二三頁、統群書類完成会、一九六五。以後『諸家譜』と略す)の系譜の前書に、

今の呈譜に、刑部大輔通宣が男左京大夫通昌其男五郎左衛門通長後越後守と稱し、伊豫國宇摩郡に住す。其男五郎左衛門通明同郡に住す。其男五郎左衛門通繩郷里を去て三河國にいたり、東照宮(徳川家康)につかへたてまつり、天正十六年彼地にをいて死す。その男を松安通幸なりといふ。

と人名が詳しく見える。『諸家譜』は、系図に『由緒書』の元祖松安の父として治伝が見え、「伊予国宇麻郡に住し、天正十六年妻子を携へて京師に住居す。」と傍注が添えてある。

元祖松安が、幕府の医員に召し出される以前の記載は『諸家譜』に詳しい。『諸家譜』に、松安は最初小早川隆景に仕え、朝鮮の役に従い朝鮮にて三因方を獲得したという。このとき獲得した三因方は同家で幕末まで所蔵しており、『由緒書』に九代目平之丞の事蹟として、

嘉永癸丑六年五月廿六日朝鮮國傳來之宋板三因方醫學館訂相納候ニ付白銀拾五枚被下置

と、嘉永六年（一八五三）五月二十六日に医学館へ寄贈したと書かれている。

通幸は、のち長崎に住んで医学を学び、元和六年（一六二〇）十二月四日に幕府に召し出され、三代將軍家光に仕えたのである。

この時、『諸家譜』に「粟米四百俵」を賜うとあるが、『醫家藩翰譜』では三百俵）、『由緒書』には、「被 召出上総國長柄郡千沢村粟生野村之内同郡山辺郡台方村福俵村之内五百石知行拝領仕候」とある。ところが、『徳川実紀』同日条には、

河野松安通幸は。遊學して長崎にありしをめて。侍醫に命ぜられ。采邑四百石給ふ。

とあり、その高は五百か四百か疑問が残る。『諸家譜』の記載を更に見ていくと、二代目良以通宗が寛文十一年（一六七二）十二月二十三日に粟米百俵の加増があったとある。『徳川実紀』同日条にも、

奥醫河野良以通宗百俵加へらる。

とある。更に、三代目松安通房が元禄十年（一六九七）七月二十日六日粟米五百俵を領地に改められ、上総國長柄郡・山辺郡の内に五百石の領地を賜ったという。『徳川実紀』同日条には、

けふ布衣以上の諸有司に令せらるゝは。五百俵以上の輩。粟米を采邑にかへ下さるべしとあり。

と、この触れによって河野家も粟米を采邑（領地）に替えられたと考えられる。これをまとめると、最初に賜ったのは領地ではなく粟米（給料）四百俵で、次に百俵の加増があり、合計五百俵が最後に領地五百石となったことになる。この経緯が、『由緒書』ではまとめられて最初に書かれてしまったのであろう。この後通房は、七代將軍家継の病に薬を奉り日を経ず快復につき、正徳五年（一七一五）九月六日に粟米五百俵を賜り、『由緒書』には加増は粟米ではなく領地五百石を上総國姉ヶ崎村浅山村内に賜ったとある）、死去と共に収公された。『徳川実紀』には、奥医数原元長院宗達・森宗乙玉山・今井元昌某・村上養純正信に加恩の記事はあるが通房の名は見えない。

河野家の居屋敷は、『由緒書』の元祖松安の事蹟の中に、

始松安被 召出候節居屋敷無御座候ニ付由緒御座候而堀田加賀守（正盛）屋敷内ニ罷在相勤申候其後屋鋪地相願可申旨御沙汰ニ付愛宕下廣小路ニ而屋敷拝領仕候則唯今之居屋敷ニ而御座候

と、初め居屋敷はなかったが、由緒があつて堀田加賀守正盛の屋敷内に住んでいた。次に、正確な時期は不明だが愛宕下広小路（現

在の港区新橋一〜三丁目、東新橋一丁目辺りに居屋敷を拝領し、幕末まで同所であったとある。『江戸城下武家屋敷名鑑』上巻、人名篇（二七八〜九頁、原書房、一九八八）でも、次の年代に幸橋門外・愛宕下芝口之内に屋敷とあるのでこの事が確認でき

る。
河野了意：延宝年中（一六七三〜一六八一）・元禄三年

（一六九〇）

河野松庵：元禄八年（一六九五）・元禄十三年（一七〇〇）・

宝永年中（一七〇四〜一七一）

河野良以：享保年中（一七一六〜一七三六）・寛政六年（一七

九四）・文化七年（一七九四）

河野了（良）庵：天保元寅年（一八三〇）

また、延宝三年（一六七五）『武鑑』の近習医師の項に、

五百俵 さいわいはし 河野良以

とあり、正徳三年（一七一三）『武鑑』の惣医師の項にも、

五百石 幸橋外 河野良意

とある、しかし、元禄四年（一六九一）の『武鑑』の奥医師並の

項には、

五百石 あかさか 河野松庵

とあり、宝永元年（一七〇四）『武鑑』の惣医者之の項には、

五百石 おなりはし 河野松庵法眼

ともある。

河野家の葬地は、元祖松安通幸の時より鎌倉の建長寺正統庵で

以下『由緒書』を紹介していく。

一 慶応三年（一八六七）五月十二日『河野平之丞由緒書』

（多門櫓二三七一）

「内端裏書」

河野平之丞養子惣領
河野良賢

由緒書

大猷院様（徳川家光）御代

一 元祖 （通字カ）
生國共伊豫

河野松安法印死

元和六年庚申十二月四日被 召出上総国長柄郡千澤村栗生野村

之内同郡山邊郡臺方村福俵村之内五百石知行拝領仕候 （合領） 大

猷院様御側醫被 仰付 御七役被 仰付候

寛永五年戊辰五月九日直ニ法印被 仰付同十一年申戌七月十一

日 （平出） 御上洛之節御供仕同十三年丙子四月三日 （拾頭） 日光御

社参之節御供仕候

始松安被 召出候節居屋敷無御座候ニ付由緒御座候而堀田加賀

守 （正盛） 屋敷内ニ罷在相勤申候其後屋鋪地相願可申旨御沙汰

ニ付愛宕下廣小路ニ而屋敷拝領仕候則唯今之居屋敷ニ而御座候

慶安元年戊子四月八日病死仕候歳六十七

大猷院様御代

一 二代目

河野松安法印死惣領 （通宗）

河野良以法印死

寛永十一年申戌七月十一日 （拾頭） 大猷院様 御上洛之節父与松
安同御供仕候同十三年丙子四月三日 （日光山に詣たまう時も従

い奉る：『諸家譜』より増補)

慶安元年戊子月日不詳候 家督相續父松安遺領無相違被下置年号月日不詳候 (拾頭) 殿有院様 (徳川家綱) 御側醫被 仰付承應三年甲午十二月晦日法眼被 仰付寛文元年辛午十二月一日 御七役被 仰付同八年戊申十二月廿八日法印被 仰付候延寶七己未年七月十七日病死仕候歳六十一

常憲院様 (徳川綱吉) 御代 河野良以法印死 次男 (通房) 三代目 河野松安法印死

延寶七己未年月日不詳家督相統仕寄合被 仰付候 (拾頭) 常憲院様 御代元禄三庚午年九月日不詳候松安家業不精ニ付小普請入被 仰付候仍松安勤学励家業同六年癸酉五月日不詳候家業出精之段達 (平出) 上聞表御番被 仰付同七年申戌十一月日不詳候松安療治繁多相勤候ニ付表御番被遊 御免寄合被 仰付同二月己卯十二月十八日法眼被 仰付

元禄十五年壬午年十二月晦日越後国長岡城主牧野駿河守 (忠寿) 於在所病氣願ニ付同十六年癸未正月朔日江戸發足同月九日長岡江着仕療治仕候處駿河守病氣平復ニ付同月十六日長岡發足仕同月廿五日歸府仕候寛 (宝力) 永三丙戌年四月日不詳候輿醫師被 仰付同四年丁亥十二月十八日法印被 仰付候 (拾頭) 文昭院様 (徳川家宣) 西丸ニ被為 入候節御麻疹被遊松安江御調薬候儀被 仰付候同六年己丑正月 (拾頭) 常憲院様薨御後 (拾頭) 瑞春院様 御用被 仰付候

同六年己丑二月丹波国龜山城主板倉周防守 (重冬) 於在所病氣

願ニ付被 仰付同廿三日江戸發足仕同廿九日龜山江着仕療治仕候處大病ニ付三月二日辞退仕候得共周防守家人等達而療治所望ニ付其趣を以江戸江申上候所同月八日御奉書到来仕猶又療治仕候得共兎角用薬不應候故同廿三日相改龜山發足仕四月朔日歸府仕候 同七年庚寅四月廿六日願之通隠居被 仰付家督無相違梓良以江被下置候

正徳元年辛卯四月大和国郡山城主本多能登守 (忠常力) 於在所病氣願ニ付同十四日江戸發足仕同十九日遠州市野迄罷越候處能登守死去之旨申来候ニ付其所る罷歸申候同月廿四日歸府仕候 同年五月越前国主松平兵部大輔 (正親、吉岳) 於国許病氣願ニ付被 仰付同二日江戸發足仕同月十三日越前江着仕療治仕候所日々順快仕候ニ付同六月廿日歸府仕候同五年乙未七月日不詳候 (拾頭) 有章院様 (徳川家継) 御不例之節隠居仕罷在候處被為 召御薬差上候様被 仰付則差上候處不日御平復被遊候同九月日不詳候為御祝儀於上総国姉ヶ崎村浅山村五百石知行拝領仕候同年松庵依病氣 (平出) 御城内駕 御免被遊候月日不詳候 享保三年戊戌七月四日病死仕候歳六十五

河野松庵法印死惣領始良以亦庵 (通休) 河野仙壽院法印死

一 四代目

(拾頭) 常憲院様御代元禄十二年己卯三月十五月初而御目見仕候 寶永六年己丑正月日不詳候 (拾頭) 浄光院様御不例之節被 召御同被 仰付同年庚寅四月廿六日父松庵願之通隠居被 仰付家督無

相違仙壽院江被下置寄合被 仰付候旨并上河内守(正岑)被
仰渡候同年七月十一日家督御禮於山吹間老束卷献上御禮申上
候正徳五年乙未六月相良近江守(長興)在所江發足之處於戸塚
驛病氣願ニ付同月十五日江戸發足仕朝戸塚江着仕療治仕候得共
驗無御座候ニ付同月廿五日父松庵亦戸塚ニ来同廿七日松庵仙壽
院父子之内老人帰府可仕旨御奉書到来仕候ニ付松庵戸塚發足仕
同廿九日歸府仕候然ル所近江守大病ニ付相断七月朔日仙壽院歸
府仕候同六年丙申四月廿八日(拾頭)有章院御不例之節御伺被
仰付御菜差上申候薨御後(拾頭)月光院様(家継母勝田氏)御用
被 仰付候年月日不詳候

享保元年丙申十二月十八日法眼被 仰付同三年戊戌閏十月(拾頭)
有徳院様(徳川吉宗)奥御醫師被 仰付同年十二月十三日御七
役被 仰付候同六年辛丑十二月越前国主松平伊豫守(吉邦)於
国許病氣願ニ付被 仰付同月七日御奉書到来即登 城仕候處
上意之趣仙壽院雖不被遣他越前家之儀者 格別之御儀故被遣候旨
被仰付同八日江戸發足仕候處伊豫守死去之旨申来候ニ付
途中ノ罷歸同十日歸府仕候同十一年丙申三月廿七日総州小金原
御鹿符之節御供仕候同十三年戊申四月(拾頭)日光御社参之節御
供仕候黄金五枚拝領仕候

同十九年甲寅十二月十八日法印被 仰付候是迄代々法印被 仰
付候而茂院号不相用申候間先格之通相心得可申哉之旨奉伺候所
(平出)思召を以院号相用候様被 仰出候ニ付仙壽院号相改申候
元文二年丁巳五月廿二日(拾頭)竹千代様(徳川家治)御誕生之
節御用相勤候ニ付時服三貫金拾枚拝領仕候別ニ白銀百枚拝領仕

候同三年戊午月日不詳候痛所ニ付(平出)御城内駕被遊 御免候寬
保三亥年五月十四日願之通隠居被 仰付隠居料式百俵被下置折
々為伺(平出)御機嫌登(平出)城可仕旨被 仰付家督無相違俸良
以江被下置候松庵隠居後(拾頭)有章院様御不例之節御菜差上御
快復為御祝儀被下置候上総国ニ而姉ヶ崎村浅山村五百石之知行
松庵死去ニ付上り候段享保三戌年十月十九日石川近江守殿(総
茂)被 仰渡候寬保三子年二月廿三日病死仕候歳六十八

一 玄祖父(五代目) 河野仙壽院法印死五男始良以亦松庵(通願)
河野仙壽院法印死

(拾頭)有徳院様御代享保十六年辛亥二月廿二日初而(平出)御目
見仕翌子年七月五節旬月次出仕之儀奉願候處願之通被 仰付候
享保二十年乙卯十一月廿七日(拾頭)利根姫御用被 仰付元文二
年丁巳二月二日(拾頭)月光院様御用被 仰付同三月十一日(平出)
西丸御廣鋪御用被 仰付候寬保三年亥五月十四日父仙壽院願之
通隠居被 仰付家督無相違俸良以江被下置寄合被 仰付候同年
九月十三日家督之御禮老束卷献上仕於山吹間御禮申上候延享
元年子五月廿日(平出)御本丸御廣鋪御用被 仰付候

同年六月六日津輕出羽守(信著)於在所病氣願ニ付被 仰付同
日江戸發足仕候處出羽守死去之段道中奥州八町目驛ニ而承知仕
候ニ付其場所ノ引返同月十六日歸府仕候寬延三年午十一月十五
日(拾頭)惇信院様(徳川家重)奥御醫師被 仰付同年十二月十
八日法眼被 仰付候同四年未四月廿六日(拾頭)有徳院様御病中
御伺被 仰付候寬曆六年子七月廿九日(拾頭)千代姫君様御誕生

為御祝儀黃金三枚拜領仕候(拾頭) 惇信院樣薨御迄相勤申候

同十一年巳八月四日(拾頭) 浚明院樣(德川家治) 奥御醫師被

仰付同月廿一日(拾頭) 萬壽姬君樣御誕生為御祝儀黃金三枚拜領

仕候同十二年午六月十九日(拾頭) 心觀院樣(家治母閑院五十宮

倫子) 御不例ニ付御藥差上候様被 仰付差上候處早速被遊御全

快候ニ付同七月十八日為御祝儀(拾頭) 心觀院樣白銀貳拾枚拜

領仕候(拾頭) 浚明院樣茂骨折相勤早速被遊御全快様為御祝儀

御内々以思召於大奥(拾頭) 御前黃金拾枚拜領仕候同年十月(拾頭)

孝恭院樣(家治子家基) 御誕生御用相勤候ニ付十一月九日於土

主間黃金拾枚時服三拜領仕候(拾頭) 心觀院樣茂右為御祝儀白

銀拾枚縮緬三卷拜領仕候明和三年十二月十九日法印被 仰付

候安永二年巳十二月八日(拾頭) 浚明院樣御亡被 仰付同四年未

十二月四日泊御免被 仰付同五年申四月(拾頭) 日光御社參之節

御供被 仰付銀六拾枚拜領仕候

同六年酉十二月紅裏被遊 御免候天明六年九月八日(拾頭) 浚

明院樣薨御迄相勤同年閏十月七日唯今迄之通相勤候様被 仰付

候同七年未六月八日步行等不自由ニ付(平出) 御城内駕 御免被

仰付候同八年申十二月朔日 御番御免被遊折々勝手次第為窺(平

出) 御機嫌可被出旨被 仰付候寛政二年戌十一月八日願之通隠

居被仰付隠居料貳百俵被下置俸松庵江家督無相違被下置候

寛政五年丑二月二日病死仕候歳七十九

一 高祖父(六代目)

河野仙壽院法印死二男(通久)

河野松庵法眼死

(拾頭) 惇信院御代實曆十辰年四月廿八日初而(平出) 御目見申上

同月五節旬月次出仕之儀奉願候□通御附札を以被 仰付候明和

九辰年六月四日御廣敷御用被 仰付候同月廿四日 西丸御廣

鋪御用被 仰付同年七月十五日部屋住を被 召出(平出) 西丸奥

御醫師被 仰付同年十二月十八日法眼被 仰付候

安永五年丙申五月(拾頭) 孝恭院樣御麻診被遊御酒湯被為濟候為

御祝儀白銀拾枚時服二拜領仕候(拾頭) 浚明院樣茂紗綾二卷拜

領仕候(拾頭) 孝恭院樣薨御迄(平出) 西丸奥御醫師相勤安永八亥

年四月十八日直ニ(平出) 御本丸奥御醫師被 仰付候天明元年午

五月廿八日(平出) 西丸奥御醫師被 仰付同六年午閏十月四日

(拾頭) 御縁女樣(德川家齋室近衛氏) 御亡被 仰付同七日(平出)

御本丸江御供被 仰付候

寛政二年戌四月廿一日二丸定助被 仰付(拾頭) 蓮光院樣(家治

側室津田信成女) 御逝去迄(寛政三年三月八日) 相勤申候尤

二丸定助之内茂月々兩三度(平出) 御本丸江泊相勤申候同年

十一月八日父仙壽院願之通隠居被 仰付隠居料貳百俵被下置家

督無相違松庵江被下置候同年十一月廿五日家督御禮老末卷獻

上仕於山吹間御禮申上候同四年四月十九日(拾頭) 貞恭院樣

(田安宗武女、家治養女、紀伊治宝室) 御附被 仰付御逝去迄

(寛政六年正月八日) 相勤同六寅年三月晦日被 召返寄合被 仰

付候同十二年申七月十七日病死仕候歳六十

一 曾祖父(七代目)

河野松庵法眼死三男(通明)

河野良以法眼死

(拾頭) 文恭院樣(德川家齊) 御代天明六年午十二月七月初而

(平出) 御目見仕同月五節旬月次出仕之儀奉願候處太田備後守殿

(資愛) 御附札を以願之通被 仰付候寛政八年辰三月十一日筑後国柳川城主立花左近將監(鑑寿) 於在所病氣願ニ付被 仰付即日江戸發足仕同年四月十一日柳川江着仕療治仕候處逐日快方ニ者御座候得共手間取候様子ニ付手醫師江薬方等申置同年五月朔日柳川發足仕同年六月九日帰府仕候

同十一年未八月五日堀田撰津守殿(正衡) 御用之儀御座候ニ付父松庵儀登(平世) 城仕候様御切紙到来仕候ニ付則登(平世) 城仕候處私儀醫業出精之趣達(平世) 御聞一段之事ニ(平世) 思召猶此上出精可仕旨於桔梗間堀田撰津守殿御書付を以被仰渡候同十二年申十月六日父跡式無相違被下置寄合被 仰付候同年十二月廿六日家督御禮卷束卷獻上仕於山吹間御禮申上候享和二年戊正月廿五日奥詰被 仰付同日二丸御葉掛被 仰付候文化元年子三月廿日奥御醫師被 仰付同年十二月十六日法眼被 仰付候同七年午正月十八日松平加賀守(前田斎広) 隱居肥前守(治脩) 於国許病氣願ニ付被 仰付即日江戸發足仕上州新町宿迄罷越候處肥前守病死(廿二日) 之旨申越候ニ付右場所々帰府仕候同十年酉十月晦日於 西丸(拾頭) 若君様御誕生被為 在右為御祝儀同年十一月十一日黄金式枚拝領仕候同十二年亥二月十七日於西丸(拾頭) 姫君様御誕生被為 在候右為御祝儀同年三月廿七日黄金式枚拝領仕候同十三年子十一月廿二日於 西丸(拾頭) 姫君様御誕生被為 在右為御祝儀同年十二月廿二日黄金式枚拝領仕候別段骨折相動候ニ付白銀式拾枚拝領仕候文政二年卯十月廿日(拾頭) 浅姫君様御匙被 仰付候旨於御談部屋林 肥後守殿(忠英) 被 仰渡候同七年申正月廿八日(拾頭)

浅姫君様御麻疹御用相動候ニ付時服二白銀三拾枚拝領仕候同八年酉十一月九日(拾頭) 御臺様(家齊室、広大院、島津重豪女) 御匙見習被仰付候旨於御談部屋土岐豊前守殿被仰渡候同九年戌九月七日(拾頭) 浅姫君様御産御用相動候ニ付黄金五枚被下置候旨於土圭間大久保加賀守殿(忠顯) 被 仰渡拝領仕候同年十月朔日(拾頭) 御簾中様御匙手代り被 仰付候旨於御談部屋土岐豊前守殿被仰渡候同年十二月四日(拾頭) 文姫君様御匙被 仰付候旨於御談部屋白須賀甲斐守殿(政徳力) 被仰渡候同十一年子十二月十七日病死仕候歳六十二

一 祖父(八代目)

河野良以法眼免愆領

河野良庵法眼免

(拾頭) 文恭院様御代文化五年辰十二月七月初(平世) 御目見仕同年同月九日年始五節旬月次出仕之儀奉願候處同月十一日願之通被 仰付候同八年未十二月十二日醫業出精之段達(拾頭) 上聞一段之事ニ候猶又出精可致御書付を以堀田撰津守殿父良以江於土圭間被仰渡候同十三年五月九日御廣敷女中病用被 仰付候文政六年未四月廿四日奥御醫師見習被 仰付候同八年酉十月晦日(拾頭) 浅姫君様御住居江罷出繁々御診仕候様京極周防守殿御書付を以被仰渡候同十一年子七月廿四日(拾頭) 浅姫君様御匙手代り被 仰付同十二年丑三月五日父跡式無相違被下置候旨青山下野守殿(忠裕) 被仰渡候同日(拾頭) 文姫君様御住居江繁々為御診罷出候様御書付を以堀 大和守殿(親善) 被仰渡候同月十日奥御醫師被仰付候同月十五日家督御禮卷束卷獻上仕候於山吹之間御禮申上候同日(拾頭) 浅姫君様御匙被 仰付候旨於御部屋土岐

豊前守殿被 仰渡候同年九月十三日(拾題) 浅姬君様御産御用相勤候ニ付黄金五枚被下置候旨於土圭之間青山下野守殿被 仰渡拜領仕候且御産後御容躰被為在常磐橋御住居江詰切骨折相勤候ニ付別段白銀式拾枚被下置候旨於同席御同人被仰渡拜領仕候天保二年辰正月廿四日病死仕候歳四十四

一 養父(九代目)

河野良庵法眼死惣領始良以
河野平之丞死

天保三壬辰年四月三日父跡式無相違被下置候旨於菊之間御老中御列座水野出羽守殿(忠義) 被仰渡家格之通寄合罷成可申旨御書付を以被仰渡同年九月廿一日家督之御禮老老卷病氣ニ付以使者献上仕同八丁酉年三月廿八日(拾題) 文恭院様御代初而平出御目見仕同年四月二日年始五節旬月次出仕之儀奉伺候処同日伺之通以御附札被 仰渡候(拾題) 慎徳院様(徳川家慶) 御代嘉永二乙酉年十二月十六日日光(平出) 御門主御登山之節御差添被仰付候旨於御祐筆部屋縁頼遠藤但馬守殿(胤統) 被仰渡同月廿六日發足同三戌年正月廿四日歸府仕候(拾題) 慎徳院様御代嘉永六癸丑年五月廿六日朝鮮國傳來之宋板三因方醫學館江相納御ニ付白銀拾五枚被下候旨於御祐筆部屋縁頼遠藤但馬守殿被仰渡拜領仕候文久三丙亥年正月諏訪因幡守殿江蓄髮奉願候処同月十七日願之通蓄髮被 仰付身分之儀者是迄之通可相心得旨御書付を以被仰渡候慶應三丁卯年五月十一日病死仕候歳四十八

慶應三丁卯年五月十二日

河野平之丞養子惣領
(十代目) 河野 良賢

九代目平之丞某は、(元治元年カ、一八六四)『寄合御醫師惣名

前并高歳附』(多門櫓四〇〇七五)に、

高五百石

河野 平之丞
子歳四拾五

とあり、『由緒書』の事蹟の中に蓄髮のことがある。文久二年(一八六二)、幕府はこれまで禁止していた医師の蓄髮を許した。『醫師改革之留』(国立公文書館所蔵、請求番号二二〇一一一九)の中に、この触れと共に『蓄髮名改願相済候名前 蓄髮名改候者』という蓄髮が許可された医師の一覧がある。河野平之丞某も、

五百石

寄合醫師
河野 平之丞

文久三亥正月蓄髮願済

とあり、さらに同史料の『御醫師名前』という部分にも、

五百石

(文久三年) 亥正月蓄髮願済
河野 平之丞

と、文久三年正月に蓄髮願を出して許可されていることがわかる。

『由緒書』を提出した十代目良賢某は、次の『養子願』により、養父(兄)平之丞が病身で、しかも男子がいなかったために養子となったことがわかる。

二 慶応二年十二月十八日『寄合医師河野平之丞養子願』

(多門櫓六三五)

(一) 「内懸紙」

弟順養子願

養子奉願候覚

寄合御醫師

河野 平之丞

高五百石（九代目）

寄合御醫師

河野平之丞
寅四拾七歳

養子奉願候者
弟（十代目）

河野良賢
寅四拾一歳

私儀近年病身罷成癩證眩暈強別而相勝不申候ニ付色々養生仕候得共今以同篇ニ而未全快仕御奉公可相勤体無御座候然ル処未タ男子無御座候ニ付右良賢儀年来醫業成出精罷在候間弟之續ヲ以養子被仰付被下度奉願尤右之外同性（姓カ）遠續之者之内ニ茂養子可奉願相應之者無御座候ニ付右良賢儀順養子被 仰付被下候様奉願候以上

慶應二丙寅年十二月十八日

寄合御醫師

河野平之丞

（印）
（花押）

- 遠山 信濃守殿
- 松平 豊前守殿
- 本多 能登守殿
- 保科 彈正忠殿
- 立花 出雲守殿
- 平岡 丹波守殿
- 京極 主膳正殿

『由緒書』には九代目平之丞が病死したとしか見えないが、次の『跡目願』より持病の「癩症眩暈」が悪化し、『由緒書』の提出した五月十二日の前日十一日戌の中刻（化後八時頃）に死亡したことが理解できる。次の史料は、一つの請求番号の中に同内容の文書が二通入っている。

三（慶応三年）卯五月十二日『寄合医師河野平之丞跡目願』

（多門檜三〇三〇一）

「内端裏書」

死帳留□□
奉 奈佐□之進

跡目願

寄合御醫師

井上 俊睦

奉願候寛

高五百石

寄合御醫師

（九代目）河野平之丞
卯四十八歳

御目見未仕候

養子惣領
（十代目）河野良賢
卯四十二歳

右之外男子無御座候

右平之丞儀去寅年十二月癩症眩暈ニ而相煩罷在候處其後追々疲勞強罷成養生不相叶昨夜戌中刻病死仕候右養子良賢立家督無相違被下置被様奉願候段存生之内私立申置候依之右之段申上候以上

（慶應三年）
卯五月十二日

寄合御醫師

井上 俊睦

参考文献

- (一) 曲直瀬家については、高橋正彦「曲直瀬道三文書について」『史学』三六一・三、二三九〜二四〇頁、一九六三）、同「慶応義塾所蔵 曲直瀬文書について」『漢方の臨床』三四一二、一九八七）、矢数道明『近世漢方医

(五) 河野平之丞の印と花押を示す。



(北里研究所附属東洋医学総合研究所・医史文献研究室
客員研究員)

- 学史―曲直瀬道三とその学統』(名著出版、一九八二)、
同「曲直瀬・今大路家歴代の遺墨解説」(『漢方の臨床』
三四―二、一九八七)、宗田一「曲直瀬玄朔の遺言状」
『日本医史学雑誌』三四―二、一頁、一九八八)、小曾
戸洋「曲直瀬養安院家の人々―麻布天真寺に遺存する資
料等から―」(『漢方の臨床』三四―二、一九八七)、同
『曲直瀬養安院家の人々―補遺―曲直瀬正貞の墓碑銘―』
『漢方の臨床』三五―四、一九八八)、同「曲直瀬養安院
家の末裔」(『漢方の臨床』三六―一〇、一九八九)、編集
部「曲直瀬道三の弟子達」(『漢方の臨床』三四―二、
一九八七)などを参照されたい。
- (二) 江戸幕府の正史で『徳川実紀』一〇冊。『統徳川実紀』
五冊(『新訂増補国史大系』吉川弘文館)。徳川実紀研
究会編『徳川実紀索引』三冊(吉川弘文館)。
- (三) この索引は、幕府普請奉行編、朝倉治彦解説・監修『江
戸城下変遷絵図集』全二〇巻(原書房)の別巻二巻の内
一冊である。

- (四) 医師の剃髪・蓄髪については、富士川游「医者風の風俗」
『富士川游著作集』三、三二頁、思文閣、一九八〇)、同
「後藤良山先生」(『富士川游著作集』七、四七頁)、思文
閣、一九八〇)、酒井シツ「医史学冗話 幕府の医者」
『Creata』四二、一九七六)、深瀬泰且「歩兵屯所の医
師たち―『医学書御用留』から―」(『日本医史学雑誌』三
一―三、三三六頁、一九八五)を参照。